令 和 ８ 年 冬 の 交 通 安 全 運 動

公益社団法人　北海道トラック協会実施要領

令和８年１１月
（公社）北海道トラック協会

北海道トラック協会〈以下「北ト協」〉は、令和８年冬の交通安全運動の実施に伴い「北海道実施要綱」に基づいて事業用トラック向けの対策として北海道トラック協会実施要領を定め、各地区トラック協会と連携し本運動を効果的に実施する。

北海道トラック協会においては、９月２１日から１２月２０日まで「プロが示す交通安全運動」を展開中であるが、同運動と併せて下記事項について積極的に取組むものとする。

記

１　期間及び統一行動日

⑴　期間

１１月１３日(金)から１１月２２日(日)までの１０日間

⑵　統一行動日（セーフティコール）

１１月１３日(金)

２　運動重点

⑴　高齢者を始めとする夕暮れ・夜間の歩行者事故防止
⑵　スリップ事故防止
⑶　飲酒運転の根絶
⑷　追突事故及び交差点における事故の防止（トラック協会運動重点）
⑸　携帯・スマートフォンの使用禁止等運転マナーの徹底（トラック協会運動重点）
⑹　過積載運行の防止（トラック協会運動重点）

３　運動重点の取組

⑴　高齢者を始めとする夕暮れ・夜間の歩行者事故防止

夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後１時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえ、ライトの早め点灯、ハイビームの活用などに努めるとともに、横断歩道における歩行者優先義務を徹底する等、歩行者を最優先とする保護意識をもって運転する。

⑵　スリップ事故防止

早めにタイヤ交換を行うとともに、天候・路面状況の変化に対応できるよう、速度を控えた運転で交差点、急カーブ、下り坂、わだち等でのスリップに注意する。

⑶　飲酒運転の根絶

飲酒運転は、悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち「飲酒運転をしない、させない、許さない」「そして見逃さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶する。

⑷　追突事故及び交差点における事故の防止（トラック協会運動重点）

事業用トラックによる死傷事故の約半数を占める「追突事故」及び死傷事故の約４割を占める「交差点事故」を防止するため、下記に留意した運転に努める。

- 自己管理を徹底し、居眠り、うっかり、ぼんやり運転を防止する。
- 運転に集中し、常に状況の変化を観察して危険を予測した運転をする。
- 交差点及び交差点付近での横断者等や交差点右左折時の自転車・歩行者の存在を十分確認し、歩行者等の通行を妨げないよう一時停止または徐行して走行する。

⑸　携帯・スマートフォンの使用禁止等運転マナーの徹底（トラック協会運動重点）

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

⑹　過積載運行の防止（トラック協会運動重点）

過積載は重大交通事故の要因であることを再認識して、ドライバーが過積載運行をしないことは勿論、運行管理者等は責任をもって確認、指示し過積載運行を防止する。

４　実施要領

⑴　安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、事業用貨物自動車の運行にあたる運転者や乗務員、また私有車両で通勤する従業員に運動重点と運動重点の取組を踏まえた安全運行、安全運転に努めるよう指導する。

⑵　車両の安全性の確保

事業者等は、大型トラックの車輪脱落事故を防止するため、「車両の日常点検」及び「定期点検」の確実な実施並びにタイヤ交換時、交換後の点検整備を徹底し車両の安全性の確保に努める。

⑶　広報啓発活動

- 北ト協及び各地区トラック協会は、ポスター、ホームページ等により、本運動の趣旨の徹底のほか各種講習会・研修会の機会に本運動の趣旨の周知を行い安全意識の向上を図る。
- 事業者は、ポスター等により社内広報啓発や安全教育を行い、運転者、従業員の交通安全意識の向上を図る。
- 北ト協、各地区トラック協会及び事業者は、警察、運輸支局及び自治体等が行う交通安全運動の啓発活動等に協力する。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間等と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間等を自宅まで送り届ける運動です。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、１１０番通報のほか飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページに開設しています。